

JIS

安全靴

JIS T 8101 : 2020

(JSAA/JSA)

令和 2 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
(委員)	緒方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
	木村 俊 夫	公益社団法人日本アイソトープ協会
	釘宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	小松 克 行	公益社団法人日本保安用品協会
	利岡 和 範	日本安全靴工業会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	堀田 光 乃	建設業労働災害防止協会
	山田 崇 裕	近畿大学

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 47.3.1 改正：令和 2.3.25

官 報 掲 載 日：令和 2.3.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
5 基本性能	5
5.1 一般	5
5.2 デザイン	6
5.3 製品性能	7
5.4 甲被	9
5.5 表底	10
6 付加的性能	11
6.1 一般	11
6.2 製品性能	12
6.3 甲被の付加的性能	15
6.4 表底の付加的性能	15
7 表示	16
8 取扱説明書	17
8.1 一般	17
8.2 電気絶縁特性	17
8.3 中敷	18
附属書 A (規定) ハイブリッド安全靴	19
附属書 JA (参考) 作業内容に対応する安全靴の選択方法について	20
附属書 JB (参考) 安全靴の各部の名称	23
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	26
解 説	33

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8101:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 3 年 3 月 24 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8101:2006** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

安全靴

Protective footwear

序文

この規格は、2011年に第2版として発行されたISO 20345及び2014年に第2版として発行されたISO 20346を基とし、我が国での安全靴の使用用途及び管理方法に適合するように、性能要件の一部の技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JCに示す。また、附属書JA及び附属書JBは対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、製造業、鋳業、建設業、貨物取扱業、林業、水産業などの事業場において、着用者の足を保護するための靴の要求事項について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 20345:2011, Personal protective equipment – Safety footwear

ISO 20346:2014, Personal protective equipment – Protective footwear (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS S 5037 靴のサイズ

JIS T 8010 絶縁用保護具・防具類の耐電圧試験方法

JIS T 8107 安全靴・作業靴の試験方法

注記 対応国際規格: ISO 20344, Personal protective equipment – Test methods for footwear

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

超重作業用安全靴 (ultra heavy protective footwear)

作業時の事故によって生じる障害から着用者の足を保護するための機能を組み込んだ靴で、製品のつま先部が200 J以上の衝撃エネルギー、及び15 kN以上の圧迫力を加えた場合に規定された隙間寸法を満た